

<参考資料>大幅取り消しの基準を超えた時点により、下表に従い、段階的に以下の措置を講じます。

大幅取消の適用基準
 適用の開始は、利用開始日の3ヶ月前(ステージⅡ)以降より取消した累計が、次の大幅取消の基準を超えた時からとなります。

- ①宿泊人員が延べ150名以上取消しとなった場合
 ※延べ人数とは日付別宿泊人数の累計となります。
- ②研修室等の施設使用料金の総額が15万円以上取消しとなった場合(大・小ホールを除く)
- ③カルチャー棟の大・小ホール(舞台貸を含む、音響室等は除く)が1コマ以上取消しとなった場合

※上記①～③のいずれか1つでも該当した場合、対象となります。
 ※何回かに分けて取消した場合でも累計が適用基準を超えると対象となります。
 ※大幅取消の基準を超えた時後に「追加」があっても、措置内容に変更は生じません。
 ※利用期間の「変更」は、「取消」をして「追加」する手順となりますので、その「取消」分が適用基準を超えると対象となります。

| ステージ | 期間・時期 | 措置の内容 | | | | |
|------|-----------------------|--|--|--|--|---|
| | | 指導的措置 | 罰則的措置 | | | |
| I | 申込日 ～ 3ヶ月以前 | 厳重注意と今後の申込の見直し(従来通り)*1 今後の申込について、利用が確実となった時点で予約を行うとともに、過去の利用実績に基づいた研修プログラムを計画いただく。 | | | | |
| II | 3ヶ月以内 ～ 1ヶ月以前 | | 理由書の提出(従来通り)*2 利用取消にかかる内容、経緯、今後の対策等について、当センター長宛に書面でもって提出する。当センター長による承諾をもって、今後の利用および予約が可能となる。 | 1年間の利用申込み期間の2ヶ月短縮*3 大幅取消の基準を超えた時点のその日から1年間、予約可能期間が2ヶ月短縮される。(青少年利用では10ヶ月、一般利用では8ヶ月) | | |
| III | (イ) 1ヶ月以内 ～11日前 | | | | 取消料金(違約金)の徴収*4 取消分の施設使用料の20%を課す。 | |
| IV | (ロ) 10日前 ～2日前 | | | | 取消料金(違約金)の徴収*4 取消分の施設使用料の50%を課す。 | |
| V | (ハ) 前日・当日(利用開始日) | | | | | 取消料金(違約金)の徴収*4*5 取消分の施設使用料の100%を課す。 |

*1 大幅取消の基準の如何に関わらず、継続的・恒常的に予約の取消や変更を行う等、計画性が見られない申込が多数ある場合についても、利用を制限させていただくことがあります。

*2 大幅取消の基準を相当上回る取消があった場合には、必要に応じて、理由書の他に年間計画表や関連資料の提出を求めることがあります。

*3 大幅取消の基準を超えた時点の前に、当該2ヶ月短縮の期間さらにそれ以降の予約がすでにある場合、その申込分について当センターで検討させていただきます。

*4 取消料金の徴収(違約金)については、大幅取消の基準を超えた時点での該当ステージに相当するパーセンテージで勘定されます。

*5 取消や変更の連絡をせずに施設を利用しなかった(無断キャンセルの場合)も、その未使用分の施設使用料金が発生します(大幅取消の基準の如何に関わらず、従来通り)。